

# 新潟市建設コンサルタント業務入札参加資格審査要綱

平成24年12月1日 告示第631号

平成27年1月7日 改正

平成29年1月5日 改正

令和2年6月9日 改正

令和4年10月20日 改正

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）第4条（規則第25条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに規則第5条及び第6条（これらの規定を規則第25条において準用する場合を含む。）並びに新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号）第4条の規定を実施するため、市が発注する建設工事に係る測量、調査、設計等の業務（別表第1の左欄に掲げる業務の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容の業務をいう。以下「建設コンサルタント業務」という。）の委託の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）及び参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の期間その他必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 建設コンサルタント業務の参加資格

### (競争入札に参加することができる者)

第2条 競争入札に参加することができる者は、施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）又は規則の規定により

競争入札に参加することができないこととされる者以外の者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者であって、この章に定める手続により資格審査を受け、参加資格が認められた者及びその者の参加資格を承継したもの（以下「参加資格者」という。）とする。

- (1) 別表第2の左欄に掲げる業務の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる者
  - (2) 市税、法人税、所得税又は消費税及び地方消費税を滞納していない者、又は市税、法人税、所得税又は消費税及び地方消費税を滞納している者であって、市長が競争入札への参加を認める者
  - (3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者
    - ア 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - イ 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
    - ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員であるもの
    - エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
    - オ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
    - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
    - キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、市長から指名停止の措置を受けている者は、競争入札に参加することができない。
- （資格審査の申請）

第3条 資格審査を受けようとする者は、新潟市業者登録サブシステム（以下「業者登録システム」という。）に必要事項を入力し、インターネットを利用して行う資格審査の申請（以下「電子申請」という。）を行うとともに、業者登録システムから印刷した申請書に次に定める添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 営業実績等を確認する書類
  - (2) 資格ごとに技術職員の数を記載した書類
  - (3) 技術職員に関する経歴書
  - (4) 使用印鑑届
  - (5) 市内に本店又は支店若しくは営業所（以下「営業所」という。）を有する法人にあっては、市税の納税証明書及び法人税の納税証明書
  - (6) 市内に営業所を有する個人にあっては、市税の納税証明書及び所得税の納税証明書
  - (7) 市内に営業所を有しない法人にあっては、法人税の納税証明書（外国法人にあっては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）
  - (8) 市内に営業所を有しない個人にあっては、所得税の納税証明書（外国に籍を有する者にあっては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）
  - (9) 消費税及び地方消費税の納税証明書
  - (10) 暴力団等の排除に関する誓約書
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の資格審査の申請に係る書類の作成方法及び提出部数は、市長が別に定める。  
(資格審査の申請の種類)

第4条 資格審査の申請の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める場合に行うものとする。

- (1) 定期申請 次に掲げる場合

ア 現に効力を有する参加資格の有効期間の満了日の翌日を有効期間の開始日とする

参加資格について資格審査を申請する場合

イ アに掲げる場合のほか、第6条第1項に規定する有効期間に係る参加資格につい

て資格審査を申請する場合

(2) 追加申請 次に掲げる場合

ア 定期申請をしなかった者が第6条第1項に規定する有効期間の満了日までを有効

期間とする資格審査を申請する場合

イ 参加資格者が、参加資格を有していない建設コンサルタント等業務の種類につい

て、第6条第1項に規定する有効期間の満了日までを有効期間とする資格審査を申

請する場合

(3) 隨時申請 前2号に定める場合のほか、市長が特に必要と認める場合

2 資格審査の申請は、次の各号に掲げる種類に応じ、それぞれ当該各号に定める期間に

行わなければならない。

(1) 定期申請 平成25年を初年とする同年以後の2年ごとの各年（以下「定期申  
請年」という。）における市長が別に定める期間

(2) 追加申請 定期申請年の6月を最初の月とする同月以後の4月ごとの各月にお  
ける市長が別に定める期間

(3) 隨時申請 隨時

（資格審査）

第5条 市長は、第3条第1項の規定による申請があったときは、資格審査を行い、参加

資格を与えることが適當と認められるときは、入札参加資格者名簿（以下「名簿」とい

う。）に登載するとともに、その旨を申請者に通知するものとする。ただし、市長が通

知することを要しないと認めるときは、通知することを省略することができる。

2 前項の規定により資格審査を行った場合において、参加資格を与えることが適當でな

いと認められるときは、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。

(参加資格の有効期間)

第6条 定期申請に係る参加資格の有効期間は、定期申請年の4月1日からその次の定期申請年の3月31日までとする。

2 追加申請又は随時申請に係る参加資格の有効期間は、名簿に登載された日からその次の定期申請年の3月31日（登載された日が定期申請年の1月1日から3月31日までの間にある場合にあっては、当該定期申請年の3月31日）までとする。

(参加資格の承継)

第7条 市長は、営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続のあった者からの申請により参加資格者の営業又は事業の全部を承継したと認められる場合は、その参加資格を承継させることができる。ただし、当該営業若しくは事業を承継する者が第2条第1項第3号に規定する者である場合又は当該営業若しくは事業を承継する者が参加資格者で、かつ、当該営業若しくは事業に係る建設コンサルタント等業務の種類が同一の場合は、この限りでない。

2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、別に定める申請書に次に定める添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 営業若しくは事業の譲渡、合併若しくは分割又は相続の事実を証する書面（営業若しくは事業の譲渡又は合併若しくは分割に係る契約書の写し、総会等議事録の写し及び当該営業又は事業を承継する者以外の相続関係者の同意書）及び概要調書

(2) 営業若しくは事業の譲渡又は相続を受けた者の経歴書（法人の場合にあっては、事業譲渡を受け、又は合併により存続し、若しくは新設され、若しくは分割により当該事業を承継した法人の役員の経歴書）

(3) 法人の登記事項証明書（法人の場合）

(4) 住民票（個人の場合）

(5) 技術者に関する経歴書

(6) 市内に本店又は支店若しくは営業所（以下「営業所」という。）を有する法人

にあっては、市税の納税証明書及び法人税の納税証明書

(7) 市内に営業所を有する個人にあっては、市税の納税証明書及び所得税の納税証明書

(8) 市内に営業所を有しない法人にあっては、法人税の納税証明書（外国法人にあっては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

(9) 市内に営業所を有しない個人にあっては、所得税の納税証明書（外国に籍を有する者にあっては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

(10) 消費税及び地方消費税の納税証明書

(11) 暴力団等の排除に関する誓約書

(12) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類

3 前項の資格審査の申請に係る書類の提出部数は、1部とする。

4 第2項の申請があった場合においては、第5条の規定を準用する。

(変更等の届出)

第8条 参加資格者は、次の各号に掲げる事項について変更があったとき、又は営業所を新たに設置し、若しくは廃止したときは、速やかに当該事項に係る電子申請を行うとともに、業者登録システムから印刷した申請書（電子申請を行えなかった場合にあっては、別に定める届出書）を市長に提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 営業所の名称、所在地又は電話番号

(3) 法人の代表者の氏名

(4) 代理人（参加資格の有効期間を通して競争入札等に関する権限の委任を受け、かつ、委任者が委任状を市長に提出しているもの又は新たに委任状を提出するものに限る。）の氏名

(5) 参加資格に係る登録部門

(6) その他変更があった事項

(廃業等の届出)

第9条 参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、それぞれ当該各号に定める者は、速やかに、別に定める届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 参加資格者（個人に限る。）が死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併その他の事由により消滅し、又は解散したとき その役員であった者、破産管財人又は清算人
- (3) 営業の全部を廃止したとき 当該営業の全部を廃止した個人又は法人の役員
- (4) 別表第2の右欄に掲げる者に該当しなくなった場合 同表の右欄に掲げる者であった者
- (5) 参加資格者がその参加資格を辞退しようとする場合 当該参加資格者  
(参加資格の取消し)

第10条 市長は、前条各号のいずれかに該当するときは、その参加資格を取り消すものとする。

2 市長は、前項に規定するもののほか、参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格を取り消すことができる。

- (1) 第3条、第7条又は第8条の規定により提出した書類に事実と異なる事項を記載したとき。
- (2) 施行令第167条の4第1項又は第2項（これらの規定を施行令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）のいずれかに該当する事実があったとき。
- (3) 第8条の規定による届出をしなかったとき。
- (4) 破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがあったとき。
- (5) 第2条第1項第3号アからキまでのいずれかに該当するとき。
- (6) 次項の規定により提出すべき書類を、その定められた期間内に提出しないとき。

3 市長は、参加資格者が前項第1号から第5号までのいずれかに該当する疑いがあると

認めたときは、当該参加資格者に対し、相当な期間を定めて、必要な書類の提出を求めることができる。

4 市長は、第2項第1号から第3号まで又は第5号若しくは第6号の規定により参加資格を取り消した場合は、その旨を当該参加資格者であった者に通知する。

#### (共同企業体の参加資格)

第11条 共同企業体に係る参加資格並びに資格審査の申請の期間その他必要な事項については、共同企業体が競争入札に参加することができる建設コンサルタント業務の委託ごとに市長が別に定める。

### 第3章 雜則

#### (その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日等)

1 この要綱は、平成24年12月1日から施行し、平成25年4月1日以後の参加資格について適用する。

(新型コロナウイルス感染症に係る建設コンサルタント業務の参加資格の特例)

2 申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予、若しくは新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。以下この項において同じ。）、又は地方税の猶予制度（地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく徴収の猶予、換価の猶予、若しくは新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例をいう。以下この項において同じ。）の適用を受けたため、第3条第1項第5号から第9号までに掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、国税の猶予制度又は地方税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を提出するもの

とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、平成27年1月7日から施行する。

##### (経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する参加資格者の資格審査は、改正後の別表第1及び別表第2にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、平成29年1月5日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年5月29日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年10月20日から施行する。

別表第1（第1条関係）

業務の種類	業務の内容
測量業務	測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量及び当該測量に付随する業務
土木関係建設コンサルタント業務	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言
建築関係建設コンサルタント業務	建築物若しくは建築設備の設計、積算又は調査
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年4月建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償業務
土地家屋調査業務	不動産の表示に関する登記につき必要な土地若しくは家屋に関する調査、測量又は申請手続
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条第1項に規定する不動産の鑑定評価
計量証明業務	計量法（平成4年法律第51号）第107条に規定する計量証明
土地区画整理業務	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項及び第2項に規定する土地区画整理事業
調査・試験業務	雪氷、海洋、環境及び生態系に関する調査並びに路床路盤支持力試験（C B R試験）
その他の業務	建設工事に係る測量、調査、設計等の業務であつて上記の業務以外のもの

別表第2(第2条関係)

業務の種類	資格審査を受けることができる者
測量業務	測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者
土木関係建設コンサルタント業務	1 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月建設省告示第717号）の規定に基づき建設コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
建築関係建設コンサルタント業務	1 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づき建築士事務所についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者（以下「登録建築設備士」という。）及び登録建築設備士を有する者 3 公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験（建築積算資格者試験）に合格し、登録を受けている者 4 当該業務の営業実績を有する者
地質調査業務	1 地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査業者についての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
補償コンサルタント業務	1 補償コンサルタント登録規程の規定に基づき補償コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者

土地家屋調査業務	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者
計量証明業務	計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者
土地区画整理業務	当該業務の営業実績を有する者
調査・試験業務	当該業務の営業実績を有する者
その他の業務	当該業務の営業実績を有する者